

平成19年1月1日から

小型漁船・プレジャーボート等からのビルジ排出規制

が強化されます

改正ポイント

下記のとおり、小型漁船・プレジャーボート(1)からのビルジ(2)排出基準が改正され、ビルジ等排出防止設備(3)を備えていない船舶からはビルジが排出できなくなります。

改正前

排出基準
ビルジ
航行中排出する場合は油分濃度規制なし
(油分濃度15ppm以下であれば排出方法は限定しない)
その他の油
航行中排出する場合は油分濃度100ppm未満
(油分濃度15ppm以下であれば排出方法は限定しない)

改正後

排出基準
油分濃度15ppm以下
航行中排出
排出防止装置作動
を満たす場合のみ排出可

- 1 タンカー以外の船舶で総トン数100トン未満の船舶
- 2 機関室等に溜まった油と水が混ざり合ったもの
- 3 油水分離器

上記以外は**排出禁止**

詳細につきましては、

四日市海上保安部(059 357 0118)にお尋ねください。